

(安全性調査)

- 第19条** 知事は、食品による健康への悪影響を未然に防止するため、当該悪影響が生じる蓋然性及びその重大性の観点から必要があると認めるときは、法令又は他の条例に定める措置を講じる場合を除き、食品等に含まれることにより健康に悪影響を及ぼすおそれがある要因について、必要な調査を行うことができる。
- 2 知事は、食の安心・安全の確保を図るため必要があると認めるときは、前項の規定による調査の経過及び結果を明らかにするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による調査の実施に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、健康への悪影響を未然に防止するため緊急を要するときは、この限りでない。
- 4 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで調査を実施したときは、その内容を審議会に報告しなければならない。

(趣旨)

近年の科学技術の発達、輸入食品の多様化などによって、関係法令で規制していない新たな要因で、いつ何時、食品による府民の健康被害が生じないとも限りません。

そこで、食品による府民の健康被害が懸念され、緊急に府の対応が必要とされる場合には、関係法令に措置規定がなくても、「京都府食の安心・安全審議会」の意見を聴くなどの手続を踏み、必要な調査を行うことができる旨を明らかにしています。

(解説)

関係法令に規定がない場合においても、本条に基づき、知事が必要と認めるときには、必要な調査を行うことができることにしています。

健康への悪影響が生じる「蓋然性及びその重大性」とは、健康への悪影響が起こり得る「確率」と「その程度」を指します。

科学技術の進展により様々な科学的知見が明らかになってくるにしたがい、食品の安全性は「シロ」か「クロ」かで論じることが不可能となってきています。そうしたことから、食品によるリスクは、ハザード（危害の原因物質）が存在することにより生じる健康への悪影響が起こる確率と、悪影響の程度の間数であるといえます。

本条では、この考え方に基づき、健康への悪影響の蓋然性（確率）と重大性（程度）を審議会（審議会の中に設置する専門部会を含む。）で審議し、未然防止のために調査が必要と判断されれば、食品関連事業者に対し協力の義務を課しながら（20条）、必要な調査を実施できるものにしようとするものです。

調査の対象については、健康への悪影響を未然に防止する観点から、食品の安全性に影響を及ぼす可能性のある事象を広く対象としています。食品等（栽培中の農産物や飼育中の家畜も含む。）にとどまらず、耕作地の土壌や地下水など、様々なものに含まれる原因物質なども対象となります。

なお、食品関連事業者が調査を拒否したり証拠隠滅を図ったりした場合など、必要に応じて調査の経過や結果について公表する場合があります。